

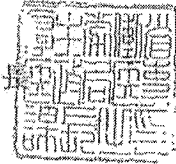


医政医発第 0909001 号

平成 15 年 9 月 9 日

岐阜県健康局長 殿

厚生労働省医政局医事課長



施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用  
について (回答)

平成 14 年 8 月 9 日付け医整第 445 号にて照会のあった標記の件について、  
下記のとおり回答する。

記

検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもある。

ただし、診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるものである。